

介護老人保健施設ひばり苑

介護予防短期入所療養介護利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設ひばり苑（以下「当施設」という）は、要支援状態と認定された利用（以下「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、介護予防短期入所療養介護を提供します。一方、利用者及び利用者の身元引受人(以下「身元引受人」という)は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設ひばり苑介護予防短期入所療養介護利用同意書を当施設に提出したのち、効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、重要事項説明書及び利用者負担説明書の改定が行われない限り、初回利用者の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び身元引受人は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅介護サービス計画に関わらず、本約款に基づく利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の介護予防居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく介護予防短期入所療養介護利用を解除・終了することができます。

- (1) 利用者が要介護認定において自立又は要介護と認定された場合
- (2) 利用者の介護予防居宅サービス計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- (3) 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護予防短期入所療養介護の提供を越えると判断された場合
- (4) 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を3ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにも拘わらず30日間以内に支払われない場合
- (5) 利用者又は身元引受人若しくはその家族等が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。

- ①利用者又は身元引受人若しくはその家族等が、当施設、当施設の職員、或いは他の利用者に対して故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合。
 - ②利用者又は身元引受人若しくはその家族等が、当施設や当施設の職員の生命、身体財産、若しくは信用を傷つける恐れがあり、且つ当施設が通常の方法ではこれを防止できないと判断した場合。
- (6) 当施設が、利用者又は身元引受人若しくはその家族等に対し、安全なサービスの提供上、やむを得ない改善を希望する旨の申し入れを行い、それにも拘らず改善の見込みがなく、結果として利用者に対して適切な介護サービスを提供することが困難であると認めた場合。
- (7) 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金と身元引受人)

第5条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護予防短期入所療養介護の対価として、利用料金表をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状況等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行送付し、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。尚、支払いの方法は窓口払い、銀行振込にて選択して頂き、双方合意した方法によります。

3 当施設は、利用者及び身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を交付します。

4 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額50万円の範囲内で、利用者と連帯し支払う責任を負います。

5 利用者は次の各号を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

(1) 行為能力者(民法第20条第1項に定める者)であること。尚、身元引受人が本要件を満たさなくなった場合には、新たな身元引受人を立てることを求めます。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

(2) 弁済をする資力を有すること。

(記 録)

第6条 当施設は、利用者の介護予防短期入所療養介護の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、身元引受人その他の者(利用者の代理人を含みます)に対しては、

利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

- 3 利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合、その他利用者の利益に反する恐れがあると当施設が認める場合には、閲覧、謄写に応じない場合があります。

(身体の拘束等)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は医師が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとし、利用者本人及び身元引受人に対して説明と同意を得て行うこととします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条 当施設とその職員は、武川会個人情報保護規定に基づき知り得た、利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報を理由なく第三者に漏洩したり、不適切な利用は行いません。但し、次の各号についての情報提供及び利用については、当施設は、利用者及び身元引受人から、予め同意を得た上で行うこととします。

- (1) 介護保険サービス利用の為に区市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養の為に医療機関等へ療養情報を提供すること。
- (2) 介護保険サービスの質を向上する為に学会、研究会等の事例研究発表等。尚、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用する事を厳守します。前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。
- (3) 武川会個人情報保護規定に定める、個人情報の利用目的に則した個人情報の利用を行います。

※その他、個人情報の利用目的については《別紙2》をご参照下さい。

(緊急時の対応)

第9条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保険施設サービスでの対応が困難な状態、又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項の他、利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第10条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医

療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

- 3 前項のほか、当施設は利用者及び身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者、及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申し出)

第11条 利用者及び身元引受人は、当施設の提供する介護保険サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備え付けの用紙、管理者宛の文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

- 2 苦情等については、当施設の苦情担当や「ご意見箱」以外にも、最寄りの市町村苦情受付の担当課または、係に於いて苦情を受け付けるほか、各地域にあります国民健康保険団体連合会でも、随時受け付けております。

(賠償責任)

第12条 介護保険施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が被害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償する責任を負います。

- 2 前項規定の賠償に相当する可能性がある場合は、事実内容の確認のため、利用者又は身元引受人の方に調査等の手続きにご協力いただく場合があります。

- 3 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対してその損害を賠償する責任を負います。

(利用契約に定めない事項)

第13条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

(付 則)

第14条 本約款の改定は、理事会の承認を経て行われます。

平成12年	4月1日	施行
平成15年	4月1日	改定
平成17年	10月1日	改定
平成18年	4月1日	改定
平成24年	4月1日	改定
平成26年	4月1日	改定
平成27年	4月1日	改定
平成29年	4月1日	改定
平成30年	4月1日	改定
令和 2年	4月1日	改定

以上

重要事項説明書

(令和8年4月1日現在)

1 施設の概要

(1) 施設の名称等

施設名：医療法人武川会 介護老人保健施設ひばり苑
開設年月日：平成6年4月28日
所在地：山梨県中巨摩郡昭和町飯喰1277
電話・FAX：TEL 055-275-9511
FAX 055-275-9512
管理者名：武川 悟
介護保険指定番号：介護老人保健施設（1950880029号）

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むための支援を必要とする者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下での介護及びリハビリテーション、その他必要な医療並びに日常生活上のお世話などを行うことを目的とした施設です。

介護保険施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援し、また、利用者が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅生活を支援することを目的としています。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

(3) 介護予防短期入所療養介護サービス

- ① 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、又、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めることができるよう、介護予防短期入所療養介護サービス計画等に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション・看護・介護その他日常的に必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰並びに在宅生活の継続を目指します。
- ② 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- ③ 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
- ④ 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- ⑤ 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「やすらいで、にこやか」に過ごすことができるようサービス提供に努めます。

- ⑥ サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- ⑦ 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとしします。
- ⑧ 当施設は、介護保険施設サービスを提供するにあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に努めるものとしします。
- ⑨ 当施設では、利用者の抱える生活問題を心身・活動・参加の生活機能を重視して包括的にとらえ、各専門職種と連携をはかり、チームによる生活支援を行い、利用者が地域で役割をもって社会参加が実現できるような支援に努めていくものとしします。

(4) 施設の職員体制

職 種	常 勤	業 務 内 容
管 理 者	1 名	老健に携わる従業者の総括管理、指導
医 師	1 名以上 (武川病院と兼務)	医療管理、医療必要性の判断
看 護 職 員	5 名以上	医療管理、処置、日常生活支援
薬 剤 師	1 名(武川病院と兼務)	薬剤の管理
介 護 職 員	1 5 名以上	日常生活支援
支援相談員	1 名	入所、短期、通所等の利用調整 市町村・外部との連携等
作業療法士 理学療法士 言語聴覚士	1 名以上	リハビリテーション実施計画に基づく リハビリテーションの実施、訪問指導、 情報提供等
管理栄養士及び栄養士	1 名	栄養管理、食事指導、 栄養ケア計画の作成
介護支援専門員	1 名	在宅復帰調整、ケアプラン作成 認定更新等の申請支援
事 務 職 員	2 名以上	請求事務業務、窓口の会計処理等
そ の 他	1 名以上	施設内外清掃、送迎運転等

(5) 入所定員 53名

個室－9室、2人部屋－6室、4人部屋－8室

2 サービス内容

- (1) 介護予防短期入所療養介護サービス計画の立案
- (2) 食事 朝 8:00～ 8:30 昼 12:00～12:30
夕 18:00～18:30
- (3) 入浴（一般浴槽、個浴槽の他入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応）
- (4) 医学的管理・看護
- (5) 介護
- (6) リハビリテーション実施計画の作成、リハビリテーションの実施
- (7) レクリエーションサービス等の提供
- (8) 相談援助サービス
- (9) 栄養管理、食事指導、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- (10) 利用者が選定する特別な食事の提供
- (11) 理美容サービス
- (12) 行政手続代行
- (13) その他

※これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただく項目もありますので、具体的にはご相談ください。

3 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科医療機関に協力いただき、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。また、当施設と協力医療機関等とは、入所者の皆様の現病歴等の情報共有を必要時に定期的に行うことで、平時や緊急時等の体制に努めております。

○協力医療機関

名称 : 医療法人武川会 武川病院
住所 : 山梨県中巨摩郡昭和町飯喰1277

○協力歯科医療機関

名称 : 一瀬歯科医院
住所 : 山梨県中央市山之神4番地87

※緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4 施設利用に当たっての留意事項

当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりといたします。

- (1) 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設が提供する食事を摂取していただくこととなります。食費は保険給付外の利用料として規定されていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事管理が欠かせません。食事全般に関する内容を管理・決定できる権限については施設に委任いただくこととなりますのでご理解ください。また、許可のない食事の持ち込みはご遠慮ください。
- (2) 面会時間については、すべての曜日において、原則、午前9時から午後7時までとします。緊急その他やむを得ない場合においてはこの限りではありません。

また、面会者は必ず面会簿へ必要事項を記入してください。尚、感染対策上必要と判断した場合には、急遽、通常の面会方法から変更し、面会を中止したり、面会日時や面会場所について一部制限を行う場合や、オンライン面会や窓越し面会等へ変更する場合があることをご了承ください。

- (3) 外出及び外泊については身元引受人より希望日前日までに当施設職員までお申込みください。但し、感染症流行期については外出・外泊が認められない場合もあります。
- (4) 施設敷地内は原則禁煙とし、飲酒は原則禁止とします。
- (5) 火気の取扱いは禁止とします。
- (6) 設備備品の取り扱いについては職員の管理の下に行うこととします。尚、設備備品等について本来の用法に反した利用や故意による破損が生じた場合、弁償を請求することがあります。
- (7) 所持品等の持ち込みについては入所時のしおりのとおりとします。
- (8) 金銭、貴重品等の紛失については施設の責任は負えませんので、基本的にはお持ち込みのないようお願いいたします。原則身元引受人並びにご家族が管理してください。やむを得ない事情がある場合は、支援相談員までご相談ください。
- (9) ペットの持ち込みは禁止します。
- (10) 介護老人保健施設入所中に外部の医療機関へ受診した場合、一部を除き医療保険が適用されない為、外泊・外出時に当施設に断わりなく受診することは原則禁止とします。但し、緊急の場合はこの限りではありません。
- (11) 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。
- (12) 他利用者への迷惑行為やハラスメント行為は一切禁止します。安全なサービスの提供上、改善を申し入れても改善が見込めない場合は、他利用者の安全のため、契約を解除させていただく場合があります。

[禁止となるハラスメント行為となるもの]

 - ・他利用者に対する身体的な暴力（力を使って危害を加えるような行為等）
 - ・他利用者に対する精神的な暴言や態度（尊厳や人格を傷つけるような言動、威圧的な言動や嫌がらせ行為等）
 - ・他利用者に対するセクシャルハラスメント（性的な言動や態度、好意的態度の要求等）
- (13) 職員への迷惑行為やハラスメント行為は一切禁止します。安全なサービスの提供上、改善を申し入れても改善が見込めない場合は、職員の安全のため、契約を解除させていただく場合があります。

[禁止となるハラスメント行為となるもの]

 - ・職員に対する身体的な暴力（力を使って危害を加えるような行為等）
 - ・職員に対する精神的な暴言や態度（尊厳や人格を傷つけるような言動、威圧的な言動や嫌がらせ行為等）
 - ・職員に対するセクシャルハラスメント（性的な言動や態度、好意的態度の要求等）
 - ・その他“カスタマーハラスメント”に該当するような行為
- (14) その他、必要に応じて協議を行います。

5 非常災害対策

- (1) 防災設備 消火器、スプリンクラー設備、ガス漏れ火災警報設備
自動火災報知機設備及び自動火災通報装置
- (2) 防災訓練 基本訓練（消火、通報、避難） 年2回以上実施
（うち1回は夜間を想定した訓練を行います）
利用者を含めた総合避難訓練 年1回以上実施
非常災害用設備の使用方法的徹底 随時実施
- (3) 当施設は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めています。

6 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して施設療養生活を過ごして頂くために、利用者の「営利行為、宗教勧誘、特定の政治活動」及び「他者への迷惑行為」を禁止します。

7 サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当施設利用相談、苦情責任者

○当施設利用相談窓口

- ・当施設の利用相談は支援相談課・支援相談員までお気軽にご相談ください。

○苦情責任者及び苦情担当者

- ・苦情責任者：施設長 赤池 由希子
- ・苦情担当者：支援相談課課長 河手 真一

連絡先

TEL 055-275-9511

FAX 055-275-9512

- (2) 当施設の相談、苦情担当者のほか、下記の機関においても相談、苦情を申し出ることができます。

保険者である市町村の介護保険担当者

昭和町 TEL 055-275-2111

甲斐市 TEL 055-276-2111

中央市 TEL 055-274-1111

甲府市 TEL 055-237-1161

南アルプス市 TEL 055-282-1111

市川三郷町 TEL 055-272-1101

山梨県国民健康保険団体連合会 TEL 055-233-9201

※上記の他、利用者の住所地を有する市町村の介護保険担当者に相談、苦情を申し出ることができます。

※尚、当苑では第三者評価は実施しておりません。

8 その他

当施設についての詳細は、パンフレットにもございますのでご確認ください。

利用者負担説明書

1 保険給付の自己負担額

介護予防短期入所療養介護費

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は自己負担分です。

【1割負担の場合】

単位:円

加算項目		要支援 1		要支援 2	
		多床室	個室	多床室	個室
介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) (ⅰ)基本型・従来型個室 (ⅲ)基本型・多床室		613	579	774	726
介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) (ⅱ)在宅強化型・従来型個室 (ⅳ)在宅強化型・多床室		672	632	834	778
介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) (ⅰ)その他型・従来型個室 (ⅱ)その他型・多床室		601	566	758	711
夜勤職員配置加算		24			
個別リハビリテーション実施加算		240			
認知症行動・心理症状緊急対応加算		200 (7日を上限)			
認知症専門ケア加算(Ⅰ)		3			
認知症専門ケア加算(Ⅱ)		4			
若年性認知症利用者受入加算		120			
口腔連携強化加算		50 (1月につき1回を限度)			
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)		51			
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)		51			
送迎加算		184 (片道あたり)			
療養食加算(1食)		8			
緊急時 施設療養費	特定治療	医科診療報酬点数表に基づく点数			
	緊急時治療管理	518 (月に1回3日を限度)			
総合医学管理加算		275 (10日を限度)			
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)		100 (1月につき)			
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		10 (1月につき)			
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		22			
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		18			
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		6			

【1割負担の場合】

単位:円

加算項目	要支援 1	要支援 2
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) ※令和8年5月31日まで適用	所定単位数×75/1000	
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) ※令和8年5月31日まで適用	所定単位数×71/1000	
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) ※令和8年5月31日まで適用	所定単位数×54/1000	
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) ※令和8年5月31日まで適用	所定単位数×44/1000	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ ※令和8年6月1日より適用	所定単位数×90/1000	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ ※令和8年6月1日より適用	所定単位数×97/1000	
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ ※令和8年6月1日より適用	所定単位数×86/1000	
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ ※令和8年6月1日より適用	所定単位数×93/1000	
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) ※令和8年6月1日より適用	所定単位数×69/1000	
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) ※令和8年6月1日より適用	所定単位数×59/1000	

※入所定員の超過、人員配置の欠員、身体拘束廃止未実施、高齢者虐待防止措置未実施、業務継続計画未策定、夜勤職員配置の基準を満たさない等の場合には規定された所定単位数を減算します。

利用者負担説明書

1 保険給付の自己負担額

介護予防短期入所療養介護費

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は自己負担分です。

【2割負担の場合】

単位:円

加算項目		要支援 1		要支援 2	
		多床室	個室	多床室	個室
介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) (ⅰ)基本型・従来型個室 (ⅲ)基本型・多床室		1,226	1,158	1,548	1,452
介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) (ⅱ)在宅強化型・従来型個室 (ⅳ)在宅強化型・多床室		1,344	1,264	1,668	1,556
介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) (ⅰ)その他型・従来型個室 (ⅱ)その他型・多床室		1,202	1,132	1,516	1,422
夜勤職員配置加算		48			
個別リハビリテーション実施加算		480			
認知症行動・心理症状緊急対応加算		400 (7日を上限)			
認知症専門ケア加算(Ⅰ)		6			
認知症専門ケア加算(Ⅱ)		8			
若年性認知症利用者受入加算		240			
口腔連携強化加算		100 (1月につき1回を限度)			
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)		102			
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)		102			
送迎加算		368 (片道あたり)			
療養食加算(1食)		16			
緊急時 施設療養費	特定治療	医科診療報酬点数表に基づく点数			
	緊急時治療管理	1,036 (月に1回3日を限度)			
総合医学管理加算		550 (10日を限度)			
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)		200 (1月につき)			
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		20 (1月につき)			
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		44			
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		36			
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		12			

【2割負担の場合】

単位:円

加算項目	要支援 1	要支援 2
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) ※令和8年5月31日まで適用	所定単位数×75/1000	
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) ※令和8年5月31日まで適用	所定単位数×71/1000	
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) ※令和8年5月31日まで適用	所定単位数×54/1000	
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) ※令和8年5月31日まで適用	所定単位数×44/1000	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ ※令和8年6月1日より適用	所定単位数×90/1000	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ ※令和8年6月1日より適用	所定単位数×97/1000	
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ ※令和8年6月1日より適用	所定単位数×86/1000	
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ ※令和8年6月1日より適用	所定単位数×93/1000	
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) ※令和8年6月1日より適用	所定単位数×69/1000	
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) ※令和8年6月1日より適用	所定単位数×59/1000	

※入所定員の超過、人員配置の欠員、身体拘束廃止未実施、高齢者虐待防止措置未実施、業務継続計画未策定、夜勤職員配置の基準を満たさない等の場合には規定された所定単位数を減算します。

利用者負担説明書

1 保険給付の自己負担額

介護予防短期入所療養介護費

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は自己負担分です。

【3割負担の場合】

単位:円

加算項目		要支援 1		要支援 2	
		多床室	個室	多床室	個室
介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) (ⅰ)基本型・従来型個室 (ⅲ)基本型・多床室		1,839	1,737	2,322	2,178
介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) (ⅱ)在宅強化型・従来型個室 (ⅳ)在宅強化型・多床室		2,016	1,896	2,502	2,334
介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) (ⅰ)その他型・従来型個室 (ⅱ)その他型・多床室		1,803	1,698	2,274	2,133
夜勤職員配置加算		72			
個別リハビリテーション実施加算		720			
認知症行動・心理症状緊急対応加算		600 (7日を上限)			
認知症専門ケア加算(Ⅰ)		9			
認知症専門ケア加算(Ⅱ)		12			
若年性認知症利用者受入加算		360			
口腔連携強化加算		150 (1月につき1回を限度)			
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)		153			
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)		153			
送迎加算		552 (片道あたり)			
療養食加算(1食)		24			
緊急時 施設療養費	特定治療	医科診療報酬点数表に基づく点数			
	緊急時治療管理	1,554 (月に1回3日を限度)			
総合医学管理加算		825 (10日を限度)			
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)		300 (1月につき)			
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		30 (1月につき)			
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		66			
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		54			
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		18			

【3割負担の場合】

単位:円

加算項目	要支援 1	要支援 2
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) ※令和8年5月31日まで適用	所定単位数×75/1000	
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) ※令和8年5月31日まで適用	所定単位数×71/1000	
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) ※令和8年5月31日まで適用	所定単位数×54/1000	
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) ※令和8年5月31日まで適用	所定単位数×44/1000	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ ※令和8年6月1日より適用	所定単位数×90/1000	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ ※令和8年6月1日より適用	所定単位数×97/1000	
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ ※令和8年6月1日より適用	所定単位数×86/1000	
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ ※令和8年6月1日より適用	所定単位数×93/1000	
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) ※令和8年6月1日より適用	所定単位数×69/1000	
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) ※令和8年6月1日より適用	所定単位数×59/1000	

※入所定員の超過、人員配置の欠員、身体拘束廃止未実施、高齢者虐待防止措置未実施、業務継続計画未策定、夜勤職員配置の基準を満たさない等の場合には規定された所定単位数を減算します。

2 項目説明

※項目説明内の金額は1割負担の場合です。2割・3割負担の方は、負担割合に応じて増額となります。

加算項目		項目説明
介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) (ⅰ)基本型・従来型個室 (ⅱ)基本型・多床室		在宅復帰・在宅療養支援等指標において基本型の基準を満たす介護老人保健施設で介護予防短期入所療養介護サービスを行った場合、要支援状態の区分と居室に応じて算定されます。
介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) (ⅱ)在宅強化型・従来型個室 (ⅲ)在宅強化型・多床室		在宅復帰・在宅療養支援等指標において基本型以上の一定の基準を満たす介護老人保健施設で介護予防短期入所療養介護サービスを行った場合、要支援状態の区分と居室に応じて算定されます。
介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) (ⅰ)その他型・従来型個室 (ⅱ)その他型・多床室		在宅復帰・在宅療養支援等指標において基本型以下の基準の介護老人保健施設で介護予防短期入所療養介護サービスを行った場合、要支援状態の区分と居室に応じて算定されます。
夜勤職員配置加算		夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして届け出ている場合は、24円／日が加算されます。
個別リハビリテーション実施加算		理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が利用者毎に個別リハビリテーション計画を作成し、計画に基づき個別リハビリテーションを実施した場合に、240円／日が算定されます。
認知症行動・心理症状緊急対応加算		認知症の行動、心理症状が認められた利用者について、緊急に入所することが適当と判断された場合に、入所した日から7日を限度として200円／日が加算されます。
認知症専門ケア加算(Ⅰ)		認知症の入所者の占める割合が50%以上の施設において、規定の認知症ケアに関する専門研修修了者を配置し、専門的な認知症ケアを実施している場合、3円／日が加算されます。
認知症専門ケア加算(Ⅱ)		認知症専門ケア加算(Ⅰ)の要件を満たし、かつ規定の認知症ケアに関する専門研修修了者を1名以上に配置し、専門的な認知症ケアを実施している場合、4円／日が加算されます。
若年性認知症利用者受入加算		受け入れた若年性認知症利用者毎に個別の担当を定め、特性やニーズに応じたサービス提供を行っている場合は、120円／日が加算されます。
口腔連携強化加算		事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回を限度として50円／回が加算されます。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)		介護保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の基本型を算定している場合であって、在宅復帰・在宅療養支援等指標が40以上であり、地域に貢献する活動を行っている場合に51円／日が加算されます。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)		介護保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の在宅強化型を算定している場合であって、在宅復帰・在宅療養支援等指標が70以上であり、地域に貢献する活動を行っている場合に51円／日が加算されます。
送迎加算		利用者に対して、送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合に、184円／回(片道につき)が加算されます。
療養食加算		医師の発行する食事せんに基づき、入所者の年齢、心身状況によって適切な内容の療養食を提供した場合には、1食を1回として8円／回が加算されます。
緊急時施設療養費	緊急時治療管理	入所者の病状が重篤になり、救命救急医療が必要になった場合に、緊急的な治療管理として、投薬、注射、検査、処置を行った場合に月に1回連続3日間を限度として、518円／日が加算されます。
	特定治療	高齢者の医療の確保に関する法律第57条第3項に規定する保健医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療等を行った場合に、医科診療報酬点数表に基づく点数が算定されます。
総合医学管理加算		治療管理を目的とし、既定の基準に従い居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所療養介護を行った場合10日を限度として275円／日が加算されます。

2 項目説明

※項目説明内の金額は1割負担の場合です。2割・3割負担の方は、負担割合に応じて増額となります。

加算項目	項目説明
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	介護現場における生産性の向上に資する取組を図る観点から、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入後の継続的な活用支援をするため、利用者の安全、介護サービスの質の確保、職員の負担軽減等を検討するための委員会の開催やテクノロジーの導入、ガイドライン等に基づいた業務改善並びに効果を示すデータの提供を行った場合で下記要件を満たした場合に100円／月が加算されます。 ・(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること。 ・見守り機器等のテクノロジー(見守り機器、インカム、介護記録ソフト等)を複数導入していること。 ・職員間の適切な役割分担(介護助手の活用等)の取組等を行っていること。 ・業務改善を断続的にを行い、一定期ごとに業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	以下の算定要件を満たした場合に10円／月が加算されます。 ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。 ・見守り機器等のテクノロジー(見守り機器、インカム、介護記録ソフト等)を1つ以上導入していること。 ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	施設サービス提供にあたって、介護職員の総数のうち①介護福祉士の占める割合が80%以上又は、②勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が35%以上の場合は22円／日が加算されます。
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	施設サービス提供にあたって、介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上の場合は18円／日が加算されます。
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	施設サービス提供にあたって、介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が50%以上、又は、看護・介護職員の総数に占める常勤職員の割合が75%以上、又は、利用者に直接サービスを提供する職員の総数に占める勤続7年以上の職員の割合が30%以上の場合は6円／日が加算されます。
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) ※令和8年5月31日まで適用	介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、県知事に届け出た施設が入所者に対し、サービス提供を行った場合に所定単位に7.5%を乗じた金額が加算されます。
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) ※令和8年5月31日まで適用	所定単位に7.1%を乗じた金額が加算されます。
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) ※令和8年5月31日まで適用	所定単位に5.4%を乗じた金額が加算されます。
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) ※令和8年5月31日まで適用	所定単位に4.4%を乗じた金額が加算されます。
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ ※令和8年6月1日より適用	介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、県知事に届け出た施設が入所者に対し、サービス提供を行った場合に所定単位に9.0%を乗じた金額が加算されます。
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ ※令和8年6月1日より適用	所定単位に9.7%を乗じた金額が加算されます。
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ ※令和8年6月1日より適用	所定単位に8.6%を乗じた金額が加算されます。
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ ※令和8年6月1日より適用	所定単位に9.3%を乗じた金額が加算されます。
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) ※令和8年6月1日より適用	所定単位に6.9%を乗じた金額が加算されます。
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) ※令和8年6月1日より適用	所定単位に5.9%を乗じた金額が加算されます。

3 利用者負担額

食費	朝食 520 円 昼食 830 円 夕食 850 円 合計 2,200円 ただし、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。
入所者が選定する特別な食事の費用	通常の記事以外で特別メニューを選定された場合にお支払いいただきます。
居住費	従来型個室 1,728円／日 多床室 437円／日 ただし、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。

上記「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階(第1段階から3段階まで)の利用者の自己負担額については、《別紙1》をご参照下さい。

日常生活費	320円／日 日常的に使用するタオル、バスタオル、シャンプー、石鹸、ハブラシ、歯磨き粉、入歯洗浄剤、保湿剤、おしぼり等について、施設側が用意する日常生活品を希望される場合の費用としてお支払いいただきます。
日用品費	利用者が個人の希望により購入された場合に実費をお支払いいただきます。(別紙の利用料金表をご参照ください。)
教養娯楽費	200円／日 イベントやレクリエーション、カラオケ・音楽・手工芸・習字・園芸・絵画等の趣味活動の材料費として希望された場合にお支払いいただきます。
電気代	テレビをお持ち込みの場合 80円／日 携帯電話をお持ち込みの場合 30円／日
理美容代	2,000円～ 理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。
私物の洗濯代	業者委託 1回1袋／600円 (消費税別) 当苑洗濯 1点／100円 毛布・クッション等／700円 私物の洗濯を施設に依頼される場合にお支払いいただきます。

「国が定める利用者負担限度額段階（第 1 ～ 4 段階）」 に該当する利用者等の負担額

【介護保険負担限度額認定】

施設サービスにおける利用者負担は、所得などの状況から第 1 ～ 4 段階に分けられ、国が定める第 1 ～ 第 3 段階の利用者に該当する場合、食費や居住費に関する負担軽減策が設けられています。利用者が利用者負担限度額段階のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第 1 ～ 第 3 段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。

【介護保険負担限度額認定証の提示】

この利用者負担段階については、介護老人保健施設が判断・決定することはできません。「介護保険負担限度額認定証」の提示がないと第 4 段階の利用料をお支払いいただきます。

【利用者負担段階】 各段階の詳細は次のとおりです。

負担段階	補足給付の要件	預貯金等の要件
第 1 段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方、生活保護を受けている方	—
第 2 段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が 82.65 万円以下の方	単身 650 万円 夫婦 1,650 万円
第 3 段階①	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が 82.65 万円超 120 万円以下の方	単身 550 万円 夫婦 1,550 万円
第 3 段階②	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が 120 万円を超える方	単身 500 万円 夫婦 1,500 万円
第 4 段階 (非該当)	本人が住民税課税となっている方、または配偶者が住民税課税となっている方、または本人が属する世帯の中に住民税課税者がいる方	—

※補足給付は、世帯全員(別世帯の配偶者を含みます)が市町村民税非課税の場合が対象です。

※認定要件には預貯金等の金額も含まれます。一定額以上の収入や預貯金等（預貯金・有価証券・金銀などの貴金属・投資信託・現金等）をお持ちの方は負担軽減の対象外となります。

※その他詳細については、市町村窓口でおたずねください。

個人情報の利用目的

(令和3年4月1日現在)

介護老人保健施設ひばり苑では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －介護保険施設等の他施設・介護事業所等へ転所の際の情報提供
 - －利用者の診療等に当たり外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －他の医療機関等との連携や照会への回答
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - －厚生労働省の運営する科学的介護情報システム（LIFE ライフ）への情報の提出
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力や当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供
 - －当苑発行の機関誌や広報誌、ホームページ等への画像等の情報掲載